

固定資産証明書等の発行手数料改定について

令和7年10月14日（火）から料金が変わりました。

証明書の種類	新料金（R 7. 1 0. 1 4～）	旧料金
固定資産税課税台帳（名寄帳） ※資産税課窓口のみ発行可能	・ 3 0 0 円 ※1 名義、1 年度につき	・ 1 枚3 0 0 円 1 枚増すごとに1 0 0 円加算
評価証明書	・ 土地 3 0 0 円 ・ 家屋 3 0 0 円 ※筆数、棟数に関わらず ・ 償却資産 3 0 0 円 ※資産証明のみ ・ 資産なし 3 0 0 円	・ 土地1 筆3 0 0 円 1 筆増すごとに5 0 円加算
公課証明書		・ 家屋1 棟3 0 0 円 1 棟増すごとに5 0 円加算
固定資産税課税台帳登載証明書		・ 資産あり3 0 0 円
資産証明書		・ 資産なし3 0 0 円
🏠改定のポイント 加算を廃止し、料金体系がシンプルになりました		◆お支払方法 ・ 現金 ・ 各種キャッシュレス決済 ※郵送請求の場合は定額郵便小為替 ◆ お問い合わせ先 松本市 資産税課 （本庁舎2階） ☎0263-33-4398（直通）
例1：土地1筆と家屋3棟の公課証明書が必要な場合 旧料金：土地1筆 300円+家屋1棟 300円+加算2棟（50円×2）＝700円 新料金：土地 300円+家屋 300円＝600円		
例2：土地、家屋を所有する方の資産証明書が必要な場合 旧料金：1通 300円 新料金：土地 300円+家屋 300円＝600円		